

京都市都市計画局建築指導部業務受託候補者選定要綱

制定 平成25年7月26日

改正 平成27年2月24日

(目的)

第1条 この要綱は、京都市都市計画局建築指導部において、委託を行う業務（以下「業務」という。）について、業務の品質を確保し、その目的及び内容を効果的かつ効率的に実現するため、業務の受託先として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 この要綱の規定は、業務の委託が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に掲げる場合に該当するものとして随意契約を行うものに適用する。

(委託費用の上限)

第3条 業務の委託費用の上限は、別に定める。

(受託希望者の募集)

第4条 業務の受託を希望する事業者（以下「受託希望者」という。）については、公募によって募集する。

2 前項の募集の詳細は、別に定める。

(受託候補者の選定等)

第5条 受託候補者は、受託希望者の中から選定する。

2 受託候補者を選定するため、都市計画局建築指導部内に受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

3 委員会委員長は、都市計画局建築指導部長とする。

4 委員会の庶務は、都市計画局建築指導部の課のうち、対象となる事務を所管する課において行う。

5 委員会の構成員は、別に定める。

6 委員会は非公開とする。

7 受託候補者の選定方法の詳細については、別に定める。

(選定結果の通知等)

第6条 京都市は、受託希望者に選定結果を通知する。

2 前項の通知の詳細は、別に定める。

(業務委託契約の締結)

第7条 業務の委託契約は、受託候補者と協議のうえ締結する。

(補足)

第8条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附則

1 この要綱は、決定の日から施行する。

附則

1 この要綱は、決定の日から実施する。